

第45回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

日時 平成29年3月22日（水）

午後2時

場所 宮城県自治会館

200・201会議室

第45回宮城県地方港湾審議会幹事会議事録

1 開催年月日及び場所

平成29年3月22日（水）午後2時から午後2時30分まで
宮城県自治会館 200・201会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|-------|
| ・横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 | 中山 昭彦 |
| ・仙台検疫所総務課長補佐
（仙台検疫所次長 高橋 仁 代理） | 高橋 康 |
| ・横浜植物防疫所塩釜支所長 | 武藤 眞二 |
| ・東北運輸局交通政策部環境・物流課長 | 小山 重彦 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長 | 佐野 透 |
| ・宮城海上保安部交通課長 | 富岡 忠幸 |
| ・東北地方整備局企画部環境調整官 | 立花 義則 |
| ・仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長 | 阿部 裕美 |
| ・石巻市建設部長 | 木村 芳夫 |
| ・塩竈市産業環境部商工港湾課みなとまちづくり係長
（塩竈市産業環境部長 小山 浩幸 代理） | 郷古 勝浩 |
| ・女川町建設課技術補佐
（女川町建設課長 穴戸 睦正 代理） | 木村 浩吉 |
| ・宮城県総務部次長 | 伊藤 哲也 |
| ・宮城県震災復興・企画部次長 | 高橋 彰 |
| ・宮城県環境生活部次長（技術担当） | 渡部 俊文 |
| ・宮城県農林水産部次長 | 宮川 耕一 |
| ・宮城県土木部理事兼次長 | 藤田 博 |
| ・宮城県土木部次長（技術担当） | 櫻井 雅之 |

3 議題

- （1） 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について
- （2） 議案第2号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定について

4 審議経過の概要

(1) 開会

幹事会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(2) 挨拶

宮城県土木部櫻井次長（技術担当）から、今回の幹事会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から幹事総数20名中出席17名、うち本人出席14名、代理出席3名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項及び同運営規則第6条第4項の規定により、本幹事会が成立していることが報告された。

(4) 議長選出

幹事会の議長については、宮城県土木部次長（技術担当）の櫻井幹事が務めることとされた。

(5) 議事録署名人の指名

東北地方整備局企画部環境調整官の立花幹事と仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長の阿部幹事が指名された。

(6) 審議

イ 議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

事務局から、仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 櫻井幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

<議長 櫻井幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

<議長 櫻井幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

ロ 議案第2号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定について

事務局から、仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の指定について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 櫻井幹事>

ただいま事務局から説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

（質疑なし）

<議長 櫻井幹事>

それでは、お諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり適当であると決し、宮城県地方港湾審議会あて報告することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

<議長 櫻井幹事>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、報告することにいたします。

<議長 櫻井幹事>

それでは、今回の審議事項以外で御意見、御質問等がございますでしょうか。

（発言なし）

<議長 櫻井幹事>

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の議事の一切を終了させていただきます。幹事の皆様におかれましては、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第45回宮城県地方港湾審議会幹事会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号、議案第2号について、原案どおり宮城県地方港湾審議会へ報告することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条及び第8条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第45回宮城県地方港湾審議会幹事会

議事録署名人
